

赤穂市地域公共交通会議第9回分科会 会議録

- 1 日 時 令和3年12月8日(水) 14:00～14:40
- 2 場 所 赤穂市役所6階 第2員会室
- 3 出席者
- (1) 委員
- | | |
|--------|--------------|
| 妻木 孝典 | 株式会社ウエスト神姫 |
| 西川 英也 | 赤穂神姫タクシー株式会社 |
| 島田 裕弘 | 赤穂市自治会連合会 |
| 眞殿 としみ | 赤穂市女性団体懇話会 |
| 有吉 一美 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 多田 憲子 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
- (2) 事務局
- 尾崎市長公室長
玉木企画政策課長
庵原企画係長
- (3) オブザーバー
- 寺下観光課長
梅本観光協会事務局長

4 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 委員長のあいさつ
- (3) 報告事項
- ① 赤穂市のバス運行状況について
 - ② 赤穂市のデマンドタクシー運行状況について
- (4) 協議事項
- ① ゆらのすけの停留所新設について
 - ② デマンドタクシーの運行方法変更について
 - ③ 赤穂観光周遊バス陣たくん号の休止について
- (5) その他
- (6) 閉 会

6 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第9回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、司会をつとめさせていただきます、市長公室長の尾崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議に傍聴の申し出がございます。

会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議分科会会議規定第3条で、原則公開となっております。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒

頭から傍聴を認めるということにしたいと思います。ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

事務局 異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。

しばらくお待ちください。

お待たせをいたしました。

報道の方にお願ひいたします。会議中の写真撮影等にご遠慮いただきますので、ただ今から、次の委員長あいさつまでの時間のみ、写真撮影を認めたいと思います。写真撮影の方は、この時間帯にお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議分科会島田委員長よりごあいさつをいただきます。

委員長 本日は、お忙しいところ、地域公共交通会議の第9回分科会にご出席いただき、ありがとうございます。

この分科会は、地域公共交通会議の全体会から付託された案件等について、ご協議をいただく場でございます。

本日は、ゆらのすけ及びデマンドタクシーの運行状況についての報告を受けた後、協議事項として、ゆらのすけの停留所新設について、デマンドタクシーの運行方法変更について、赤穂観光周遊バス陣たくん号の休止についての3つの事案について、皆さんにご協議いただく予定でございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

次に、今年度初めての会議でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いします。

まず、改めまして分科会の委員長であります赤穂市自治会連合会より、島田 裕弘様です。

次に、分科会の副委員長であります赤穂市女性団体懇話会より、眞殿 としみ様です。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美様です。
同じく赤穂市老人クラブ連合会より、多田 憲子様です。
次に、赤穂神姫タクシーより、西川 英也様です。
次に、株式会社ウエスト神姫より、妻木 孝典様です。
次に、本日の協議事項のうち観光周遊バス陣たくん号について関連のあります団体として、赤穂観光協会より、梅本 邦夫様です。
次に、赤穂市役所産業振興部観光課、寺下観光課長です。
次に、事務局として、玉木企画政策課長です。
庵原企画係長です。
そして、私、市長公室長の尾崎でございます。よろしく申し上げます。
それでは、この後の進行につきましては、島田委員長にお願いいたします。

委員長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。
次第3の報告事項に入ります。
(1)の赤穂市のバス運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元に資料を配布しております、資料1「赤穂市のバス運行状況」の1ページをお願いいたします。
はじめに、市内循環バス「ゆらのすけ」について、であります。
①の導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設などへの交通の利便性を図ること、としております。
次に、②の運行概要ですが、掲記のとおりでございます。
③のルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1から5の5ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に1日3往復しております。
時刻表につきましては、パンフレットをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。
それでは、1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。
こちらは「ゆらのすけ」の路線図であります。
上の赤色が南北ルートA、その左、みどり色が南北ルートB、中ほど右、だいたい色が高野ルート、真ん中下、むらさき色がみどり団地ルート、その左、青色が東西ルートとなっております。
次の3ページは、ゆらのすけのダイヤグラム・運行図表となっております。
続きまして、4ページをお願いいたします。
「ゆらのすけ」の利用者数の推移について、であります。
平成17年10月の運行開始から令和2年度末までの総数と、ルート別利用者数となっております。令和2年度の実績につきましては、総数で20,312人ご利用いただいております。
続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらは、1日当たり及び1便当たりの利用者数について、であります。令和2年度の実績として総数の1日当たりの利用者数は65.9人で、その右、1便当たりの利用者数は4.4人となっております。

6ページから7ページは、各ルートごとの1日当たりの利用者数と、1便当たりの利用者数を、各年度に分けて、グラフにしたものでございます。また、8ページは、少し文字が小さいのですが、無料客を除いた令和2年度のルート別、停留所別、乗降の状況となっております。

つづきまして、9ページをお願いいたします。

運行経費について、であります。

平成19年度から令和2年度までの運行経費について記載しております。

令和2年度につきましては、令和2年1月から運行日が2日であったルートにつきまして、運行日を3日に増加したことや新車バス購入などにより運行費用が増加しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」について、であります。

はじめに①導入目的ですが、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ること、としております。

また、②の運行概要ですが、掲記のとおりでございます。

③ルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1の上郡ルートと2の備前ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に1日2往復いたします。

時刻表につきましては、パンフレットをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、11ページは「ていじゅうろう」の路線図、めくって頂いて12ページは、「ていじゅうろう」のダイヤグラム・運行図表となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

「ていじゅうろう」の利用者数の推移について、であります。左から3番目の利用者総数ですが、令和2年度は9,431人がご利用いただいております。

「ていじゅうろう」の運行経費につきましては、東備西播定住自立圏形成推進協議会が負担しております。

1枚めくっていただきまして、14ページには、「ていじゅうろう」の令和2年度のルート別、停留所別、乗降の状況を記載しております。

こちらを見ていただきますと分かるように、左側、上郡ルートの利用者の多くは1番上郡駅、18番のイオン赤穂店や20番の市民病院、右側、備前ルートの利用者は30番のイオン赤穂店で多く乗降されていることがわかるかと思えます。

つぎに、15ページから18ページまでは、赤穂市内を走っております株式会社ウエスト神姫さんの路線バスの路線図、時刻表などの資料となっておりますので、のちほどご

覧ください。

また、19ページには、今説明してきました、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している全てのバスの路線図を掲載しております。

次の20、21ページは、つい先日令和2年の国勢調査の結果が総務省から公表されましたので、過去の状況も含めまして、赤穂市の人口の資料を参考として掲載しております。

赤穂市のバスの運行状況につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

委員長 ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員 特にありません。

委員長 他にご意見がなければ次に進みます。

次に（2）の赤穂市のデマンドタクシー運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2のデマンドタクシー「うね・のり愛号」運行状況の1ページをお願いいたします。

はじめに、①の導入目的につきましては、高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び、圏域バス「ていじゅうろう」の宮前停留所、有年診療所、有年公民館、JR有年駅、有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校の計8カ所の乗降場所までの間を、中型車両の予約型乗合タクシーを公共交通として運行するものであります。

つぎに、②の運行概要ですが、運行エリアは有年地区全域で、利用対象者は赤穂市民の方で、事前に登録をされた方となっております。

利用方法につきましては、完全予約制で、2ページ上段にあります利用時間のうち、1便、2便を利用する場合は前日の午後6時までに、3便から6便を利用する場合は、当日の午前10時までに、タクシー事業者に予約の連絡をして、ご利用いただくこととしております。

つぎに、運行方式ですが、計画主体は赤穂市、運行主体は市内のタクシー事業者で、赤穂タクシー株式会社、赤穂神姫タクシー株式会社、御崎タクシー株式会社の3社で、それぞれ2カ月ごとの輪番制で運行をしております。

乗降場所は、平成28年7月11日から、自宅から宮前停留所までの間でスタート、平成30年4月1日から、宮前停留所のほかに有年診療所、有年公民館、JR有年駅を新たに乗降場所として追加し、令和3年4月1日から有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校を追加して運行しております。

車両・運行日・運休日は、掲記のとおりでございます。

運賃は、1回の乗車につき300円で、小学生未満の方は無料となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

利用時間については、1便から6便まで、掲記の時間でご利用いただけるものとしております。

つぎにその下、デマンドタクシーの運行実績について、であります。

利用人数は、令和2年度328人がご利用いただきました。

つぎにその下、収入の部ですが、令和2年度の利用が328人でしたので、運行収入は300円を乗じた9万8,400円となっております。

つぎにその下、支出の部ですが、運行経費が136万8,500円、事務費が70万8,400円、あわせて207万6,900円となっております。

収入の部に戻りまして、さきほどの支出の部、合計から運行収入を差し引いた197万8,500円が市からの補助金となっております。

デマンドタクシーの運行状況につきまして、以上で説明を終わります。

委員長 　　ただ今の事務局の説明に関して、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 　　運行当初は、あまり噂はよくなかったですが、デマンドタクシーの運行状況について、現在はどうか。

事務局 　　当初、停留所が宮前停留所の一か所だけでしたので、利用者が少なかったということで、先ほども説明があったとおり、その後、診療所であるとか、有年駅の方を増やしまして、だいぶ利用者が伸びております。

令和元年度、先ほどの資料の2ページを見ていただきたいのですが、利用実績として平成28年度は2人、平成29年度が宮前停留所のみでしたので58人、平成30年度から、宮前停留所の他に有年診療所、有年公民館、JR有年駅を追加して338人、令和元年度も420人に増えましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり減りましたが、当初に比べたら増加しております。

委員 　　約5、6年デマンドタクシーを運行していますが、利用者自体は増えて、登録者数も約200人が登録をされているのはうれしい事です。ただ、利用時間や利用方法、行き場所が増えたのはいいことですが、お客さんが利用方法を充分把握しきれていないというところもあると思います。はっきり言って、タクシー会社の方も混乱してわからなくなっているところも現実としてあります。

ただ、有年地区に関しては、市街地と違って、今まで有年駅まで行く手段がなかったという事に関しては、すごく便利になっていると思います。例えば、市街地の人でしたら、普通にタクシーをご利用いただけますが、有年地区は全くありません。移動するのだったら、地区の人に送ってもらったりするというのが、今までは普通だったので便利になっていると思います。この後の協議事項でも出てきますが、時間帯のことや、申し

込みの方法、行先や対応する時間、また、行くのにどうしても30分程時間がかかりますので、急には難しいと思いますが、根本的な方法を考えていただけたら利用者も便利になると思います。

委員長

よろしいですか。他にございませんか。他にご意見がなければ次に進みます。

4の協議事項に入ります。協議事項の(1)ゆらのすけの停留所新設について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

ゆらのすけの停留所新設について、ご説明を申し上げます。お手元の資料3をお願いいたします。

今回のゆらのすけの停留所新設につきましては、福浦新田自治会から要望がございました「五軒屋西」に停留所を新設したいと考えているものでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的には、現在、月・水・金の週3日運行しております東西ルートの福浦新田から福浦コミュニティセンターのルートの途中にあります、お大師堂の前に、赤色丸印しております「五軒屋西」として停留所を新設するものでございます。

また、「五軒屋西」停留所新設に伴う改正時刻表につきましては、もう1枚めくっていただきまして、A3横長のものですが、6番として、赤色で「五軒屋西」と書いておりますところが、今回追加されるもので、他の停留所の時刻表については、これまでと変更はございません。

なお、この「五軒屋西」停留所新設に伴う変更につきましては、この分科会でご協議いただきました後、来週17日に開催されます地域公共交通会議に諮りまして、ご承認をいただいたのち、陸運局の手続きを経て、来年4月1日から運行をして参りたいと考えております。

それから、今回の停留所の新設とは直接関係はございませんが、現在、南北ルートA、南北ルートB、東西ルート、みどり団地ルートにおいて、新赤穂大橋から西におりてきたファミリーマートの前に、現在「大石神社前」というバス停がございます。

この表の、お配りしている表ではこの40番になります。こちらは現在、路線バスのバス停としても使っておりますけれども、路線バスではバス停の名称を「大石神社東」という名称に変更しておりますので、ゆらのすけの停留所についても同じように、「大石神社東」に変更したいと考えております。ゆらのすけの停留所新設につきましては、以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明に関して、ご質問、ご意見はございませんか。

委員

五軒屋の中と西では少し距離があるので、利用者は助かると思います。行きは外側を通り、帰りは中を通っているのですか。

事務局 古池の方から来ますバスについてこの表で言いますと、下側を通過して「入電」の停留所に行きます。それから次に「福浦新田」の方に向かいます。帰りは逆に、「福浦新田」の方から「入電」に行ってから古池の方に行きます。

委員 分かりました。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。

委員 バス停を増やすのは問題ないのですが、昔はお城通りの道が細かったのでバスが通っていませんでした。大石神社へ行かれる方が一番近いバス停が、今のファミリーマートの前の「大石神社前」というバス停でした。

今は駅からお城の方へ向かってバスが走っています。そこがどちらかといえば、大石神社というバス停になっていて、この「大石神社東」っていうのには、遠いイメージがあります。

委員 路線バスの停留所名称については、令和元年12月に「大石神社東」に変えたのですが、お客様からの声は、私どもには直接上がってきていないということもあり、今後どうしていくか、いかに定着していくか、というところの課題だと考えています。

委員 分かりにくいというか、「大石神社」という名称としてはすごく遠いです。

委員 「大石神社」とつけるのもおかしいです。

委員 そうですね。

委員 新赤穂大橋西とか。中洲交差点。中洲何丁目とか。

委員 名前を変えるのは、手続き的にすごく大変なことだとよく分かります。

委員 この場での回答はできませんので、皆様からいただいたご意見を持ち帰らせていただきます。

委員 時々、タクシーでも大石神社と言われて違う所につけてしまうこともあります。

委員 検討させていただきます。

委員長 考えるということでもよろしいですか。他にございませんか。
ないようですので、意見をまとめさせていただきます。

ゆらのすけの東西ルートに「五軒屋西」停留所を新設することについて、地区住民の利便性向上が図れるものとして、分科会としての結論は、この案で了承することによってよろしいでしょうか。

全員 はい。

委員長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきたいと思います。次に進みます。(2) のデマンドタクシー運行方法変更について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、デマンドタクシーの運行方法変更についてご説明を申し上げます。お手元の資料4をお願いいたします。まず、これまでデマンドタクシーの運行方法としましては、資料の上、左側1便の7時30分から8時半30分、一番下6便の17時から18時までと記載しております。

6便の6つの時間帯しか、利用することができませんでしたが、この便数をなくしまして、右側午前7時30分から午後6時の間、どの時間でも利用できるように変更して、有年地区住民の方の利便性の向上を図りたいと考えております。

ただし、デマンドタクシーの車両は予備車両を含めて、4台としておりますので、この範囲内での運行ということになります。

またデマンドタクシーを利用する際に、予約をする場合ですけれども、資料の下、右側の通り、利用当日午前に利用する場合は、利用前日の午後6時までに、タクシー事業者へ予約するものとして、次、利用当日午後から利用する場合は、利用同日の午前10時までに、タクシー事業者へ予約するものに変更したいと考えております。その他は変更ございません。

また、このデマンドタクシーの運行方法変更につきましても、この分科会でご協議いただいたのち、来週17日に開催されます、地域公共交通会議に諮りまして、ご承認いただいたのち、陸運局への手続きを経て、来年4月1日から運行したいと考えております。デマンドタクシーの運行方法変更につきましては以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

委員 受付時間に関しては、決定ですか。他のタクシー事業者さんの了承は得ていますか。

事務局 事前にご説明をさせていただいて、了解は得ています。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。

委員 申し込み方法に関して、これはお願いですが、お客様の日程や都合は突然起きることも当然ありますが、すぐ来てほしいとか、行先が違うであるとか、そういったことが日常的に現実として起こっています。

実際のところ事業者側では、なかなか断りにくいところもあります。3社ありますので、統一的に決めていただき、お客様の方にもその旨を徹底していただけたら助かります。

事務局 基本的にはこの6便で運行しているということで掲載しておりますので、それはお断りいただけたらいいと思います。事務局側も有年地区の高齢者大学や自治会長会に出向いて、ご説明させていただき中で、先ほど言われました予約方法などについては、これまでもお願いしておりますが、今後も周知徹底していきます。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 他にありませんか。

それでは意見をまとめさせていただきます。

デマンドタクシーの運行方法変更について、利用者の利便性の向上が図れるものとして、分科会として結論は、この案で了承をすることでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 それでは次の事項に進みます。

(3) 赤穂観光周遊バス、陣たくん号の休止について、株式会社ウエスト神姫さんから説明をお願いいたします。

委員 はい。ご説明いたします。現在、市内の観光周遊バスとして運行しております陣たくん号が、新型コロナウイルス感染症の関係で今年の4月から運休をしている状態でございます。

現在、取扱上は臨時運休とさせていただいておりますが、一旦この場で3月末をもって休止という形で届け出をさせていただけないかと考えております。

申し上げさせていただきたいのは、あくまで一時的に休止という扱いでございますので、将来も復活しませんといったものではございませんので、今後新型コロナウイルス感染症が終息し、環境が好転したり、再開の需要が高まり、それに伴う周辺環境等整備が整いましたら、再開することが可能でございますので、あくまで休止という形で今回の届け出をさせていただきたいというところでございます。

その点につきまして、委員の皆さんにご承認をいただければと思います。

委員長 ただいまのウエスト神姫さんの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 バス停は撤去することになりますか。

委員 はい。一応今回休止の届け出を出しているのですが、そのままにしておくと問題がございますので、バス停は撤去いたします。もちろんそのバス停はいつでも戻すことも可能です。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。はい、ないようです。それではまとめます。
赤穂観光周遊バス、陣たくん号の休止につきましては、提案の通り了承することによってよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 ありがとうございます。以上で本日の協議事項は終わりました。本日、ご協議をいただきました内容については、次回の地域公共交通会議において報告したいと思っております。最後にその他ですが、事務局から何かございますか。

事務局 はい。先ほども申しあげましたけれども、今後のスケジュールですが、来週12月17日の金曜日、午後2時から地域公共交通会議を開催する予定としておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

委員長 その他に何かございませんか。
それでは特にないようですので、これをもちまして本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。